

# ～ 災害時、地域みんなで命をつなぐために ～ 個別避難計画を作成します

市では、地震や豪雨などの災害が発生したとき、自力では避難できない重度の障がい者や要介護度の高い方(避難行動要支援者。以下「要支援者」)などが、地域の助け合い・支え合いにより、円滑かつ迅速に避難できる体制づくりを推進しています。

その一環として、**避難行動要支援者名簿の整備**を進めるとともに、令和5年度から、要支援者一人ひとりの避難計画である**個別避難計画の作成**に、福祉専門職の協力を得ながら取り組んでいます。

## ■対象者

自身の情報を支援関係者へ提供することについて、同意いただける方で、次のいずれかの状態にある方

- 要介護度3～5
- 身体障がい者手帳1～3級
- 愛護手帳 A
- 指定難病、小児慢性特定疾病等
- その他同様の状態 (※1)

(※1) 例「要介護2だが、ひとり暮らしで歩行に付き添いが必要」  
「身体障害者手帳を取得していないが、音が聞き取りにくい」

## ■個別避難計画に記載する情報と支援関係者

### <主な情報>

- 基本情報
- 緊急連絡先
- かかりつけ医
- 介護・福祉サービス事業所
- 避難支援等実施者
- 配慮が必要な事項(身体状況・移動時・医薬品・補装具等)

### <支援関係者>

- 民生委員・児童委員
- 八戸市民生委員児童委員協議会
- 八戸市社会福祉協議会
- 消防本部
- 警察署
- 自主防災会、町内会、介護・福祉事業所、他支援団体 (※2)

(※2) 市と、個人情報の取扱いに係る協定を締結した団体に限る

## ■作成の流れ

介護保険サービスや障がい福祉サービスを利用されている要支援者については、日頃から、ケアプランやサービス利用計画などの作成を通じて、本人の状況をよく把握し、信頼関係も構築されている介護支援専門員、相談支援専門員などの福祉専門職の皆様にご協力をお願いします(市と、所属される法人との業務委託契約を締結します)。

### STEP①

ケアマネ・相談支援専門員  
の訪問

■対象者に計画の概要、作成の必要性などを説明します

■作成に同意の場合、ご本人やご家族と面談し、計画を作成  
します。

計画を市に提出し、市でシステムに入力

### STEP②

ケアマネ・相談支援専門員  
の訪問

■完成した計画書を対象者にお届けします

## ■作成の対象地区(予定)

ハザードマップ上の危険度が高い地区など、優先度の高い地区から作成を順次進めていきます。

令和5年度:小中野・江陽・館 令和6年度:三八城・柏崎・上長・下長・根岸・南郷

令和7年度:湊・白銀・鮫・市川・南浜

令和8～9年度:吹上・中居林・長者・白銀南・根城・白山台・田面木・是川・豊崎・大館・東

※当該年度の作成対象者が利用している福祉サービス事業所に、市からご連絡をいたします。

【問合せ】八戸市 福祉政策課 福祉政策グループ 電話:43-9258(直通)

※詳細は市ホームページで「個別避難計画」と検索ください

